

第5 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 通 則

改 正 後	改 正 前
(他人の建物に対する造作の耐用年数) 1-1-3 (注) <u>全て</u>	(他人の建物に対する造作の耐用年数) 1-1-3 (注) <u>すべて</u>
(前掲の区分によらない資産の意義等) 1-1-6 <u>全て</u>	(前掲の区分によらない資産の意義等) 1-1-6 <u>すべて</u>

二 中古資産の耐用年数

改 正 後	改 正 前
(中古の総合償却資産を取得した場合の総合耐用年数の見積り) 1-5-8 (1) <u>全て</u> (2)	(中古の総合償却資産を取得した場合の総合耐用年数の見積り) 1-5-8 (1) <u>すべて</u> (2)

三 耐用年数の短縮

改 正 後	改 正 前
<p>(総合償却資産の使用可能期間の算定)</p> <p>1-6-1 総合償却資産の使用可能期間は、総合償却資産に属する個々の資産の償却基礎価額の合計額を個々の資産の年要償却額（償却基礎価額を個々の資産の使用可能期間で除した額をいう。<u>以下1-6-1の2において同じ。</u>）の合計額で除して得た年数（1年未満の端数<u>がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。</u>）とする。</p> <p>(総合償却資産の未経過使用可能期間の算定)</p> <p><u>1-6-1の2 総合償却資産の未経過使用可能期間は、総合償却資産の未経過期間対応償却基礎価額を個々の資産の年要償却額の合計額で除して得た年数（その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。）による。</u></p> <p><u>④1 未経過期間対応償却基礎価額とは、個々の資産の年要償却額に経過期間（資産の取得の時から使用可能期間を算定しようとする時までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額の合計額を個々の資産の償却基礎価額の合計額から控除した残額をいう。</u></p> <p><u>2 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</u></p>	<p>(総合償却資産の使用可能期間の算定)</p> <p>1-6-1 総合償却資産の使用可能期間は、総合償却資産に属する個々の資産の償却基礎価額の合計額を個々の資産の年要償却額（償却基礎価額を個々の資産の使用可能期間で除した額をいう。）の合計額で除して得た年数（1年未満の端数は、<u>切り捨てる。</u>）とする。</p> <p>(新設)</p>

四 建物附属設備

改 正 後	改 正 前
<p>(冷房、暖房、通風又はボイラー設備)</p> <p>2-2-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(冷房、暖房、通風又はボイラー設備)</p> <p>2-2-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

五 器具及び備品

改 正 後	改 正 前
<p>(医療機器)</p> <p>2-7-13</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(医療機器)</p> <p>2-7-13</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

六 増加償却

改 正 後	改 正 前
<p>(中古機械等の増加償却割合)</p> <p>3 - 1 - 2<u>全て</u>.....</p> <p>(日曜日等の超過使用時間)</p> <p>3 - 1 - 6<u>全て</u>.....</p> <p>(注) 1 2</p>	<p>(中古機械等の増加償却割合)</p> <p>3 - 1 - 2<u>すべて</u>.....</p> <p>(日曜日等の超過使用時間)</p> <p>3 - 1 - 6<u>すべて</u>.....</p> <p>(注) 1 2</p>